

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部会議 記録

日 時／令和2年5月6日（水・祝）
17:32～17:43
場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第11回本部会議を開催いたします。

まず、状況報告を保健福祉部長からお願いいたします。

【三瓶保健福祉部長】

はい、私から新型コロナウイルス感染症に関しまして、発生の状況等についてご報告をいたします。

まず、資料1をご覧ください。まずはじめに1の（1）道内の発生状況及び検査の状況についてでございますが、7ページ目をご覧ください。前回までは、資料のほうに1例目から掲載してございましたが、本日からは前回の対策本部会議以降の発生状況を抜粋して掲載をさせていただきます。

なお、本会議終了後に掲載しております、道のホームページにつきましては、これまでどおり1例目から掲載させていただきます。

内容についてでございますが、道内においては昨日の5月5日、新たに12例の新型コロナウイルス感染症の方が確認され、これまでの累計で891例が発生している状況となっております。

また、検査および患者の状況につきましては、同じく7ページの中ほど、札幌市などの検査分を含め、昨日5月5日時点で7702名の検査を実施してございます。陽性累計は891名、このうち陰性確認済みの方は356名 残念ながらお亡くなりになられた方が45名で、現在の患者数は490名となっております。

同じく宿泊療養施設入所者数についてでございますが、昨日16時現在で東横イン札幌すすきの南、リッチモンドホテル札幌駅前合わせまして、入所者数が8名、退所者数が2名、総入所者数は113名となっております。

続きまして、資料の1ページに戻っていただきまして、1の（2）国内の発生状況をご覧ください。下線を引いている部分が更新いたしました箇所でございます。5月5日12時までに確認されております患者は9053名で、この他に1077名の無症状病原体保有者、5101名の方が症状有無確認中となっております。

続いて同じく1ページの2の国などの対応につきましては、3ページの（50）と（51）にありますとおり、5月4日政府対策本部におきまして、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とするとともに、北海道は特定警戒都道府県とされまして、5月6日までを期限といたしておりました緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長したことを決定するとともに、政府の基本的対処方針を変更したところでございます。これによりまして道

の対処方針につきましても見直しております、資料2に国と道の対照表を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

同じく3ページの(52)ですが、5月4日に専門家会議が開催されまして、今後の感染拡大が当面起り難い程度にまで取り組みを継続する必要がある。また、医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要等の見解が示されたところでございます。

次に3ページの3の道の対応についてでございますが、6ページの(43)になりますが、5月4日に国の緊急事態宣言が延長されたことを踏まえまして、5月10日日曜まで休館としている道立の施設につきまして、5月15日金曜まで休館を延長することを発表したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

はい。続きまして各部などからの報告ですけれども、ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。特段よろしいでしょうか。そうしましたら、今後の対応などにつきまして本部長からお願いをいたします。

【本部長（知事）】

はい。まず、道内において新型コロナウイルスの感染によりまして昨日2名の方、また本日お一人の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。

5月4日の国の対策本部において、北海道は引き続き特定警戒都道府県とされ、緊急事態宣言を5月31日まで延長したことを踏まえまして、本道の緊急事態措置を改正することといたしましたので、その概要についてお話をさせていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。区域はこれまでと同様に、北海道内全域といたしまして、期間については、国の緊急事態宣言を踏まえ5月31日まで延長することといたします。実施内容についてであります。北海道においては現在、感染が未だ拡大傾向にあることから、感染症のまん延防止に向けた取り組みを進めるとともに、三つの密を徹底的に避け、感染拡大を予防する新たな生活様式を普及していくことを念頭に置いた取り組みを進めることといたします。感染症のまん延防止に向けた取り組みについては、外出自粛の要請等、施設の使用停止、イベントの開催停止の要請。また、新たな生活様式の徹底については、感染防止の徹底、北海道ソーシャルディスタンスの促進、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請等に取り組むものであります。

4枚目をご覧ください。また、施設の使用停止、イベントの開催停止の要請などについて、事業者の皆さまには4月20日から5月6日まで、遊興施設などに対する休業要請に基づき、施設の使用停止、イベントの開催自粛などについてご協力をいただいておりますが、当面5月15日まで要請、協力をお願いすることといたします。これらにつきましては、北海道では東京都などから9日間遅れて地域指定をされたため、これまでの取り組みの効果が十分に発現していない可能性があることから、東京都などと同様の取り組み期間を取るため、また、ゴールデンウィーク中の移動自粛等の効果を見極めるため、少な

くとも5月7日から5月15日までの9日間は休業要請など、これまでと同様の厳しい緊急事態措置を講ずることとしたものであります。

今後、5月15日を目途に、国の専門家による感染状況の評価が地域ごとに行われることとされておりまして、こうした評価に加え、道としても必要な分析を行い、新規患者の発生など、感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制が逼迫している状況が解消された場合には、見直しを検討していく考えであります。関係各部においては、緊急事態措置の見直しの検討を早急に進めるよう指示いたします。

また、必ずしも感染拡大の状況がみられない地域の皆さまにも、引き続き、休業要請など緊急事態措置へのご理解とご協力をいただかなければなりませんので、各部各振興局におかれましては、市町村、関係団体などの皆さんとしっかり連携して取り組みを進めていただきたいと思います。

学校については、5月31日まで臨時休業を延長し、学校再開に向けた段階的な分散登校をお願いしているところでありますが、休業の長期化に伴いまして、子供たちの心身の健康や学習活動への影響が懸念をされます。各学校では分散登校のほか、家庭訪問など、子供の状況把握に努めてきていると承知をしているところでございますが、道教委においてはこれまで進めてきた取り組みに加えまして、例えば、オンラインを活用して授業を提供するなど、今できる限りの工夫を講じ、子供たちの学びの機会を保障するさまざまな手立てを検討していただきたいと思います。厳しい状況が続きますが各部各振興局においては、さらに危機意識を強め、道民の皆さまや事業者の皆さまに強く呼びかけ、ご理解やご協力をいただきながら、引き続き、全道一丸となってこの危機克服に向けて粘り強く取り組んでいただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは以上をもちまして、第11回本部会議を終了いたします。